

北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程

〔令和 2 年 3 月 1 日〕
企業管理規程第 2 号

改正	令和 2 年 6 月 1 日	企業管理規程第 5 号
	令和 4 年 2 月 7 日	企業管理規程第 2 号
	令和 4 年 10 月 1 日	企業管理規程第 13 号
	令和 7 年 3 月 21 日	企業管理規程第 3 号
	令和 7 年 10 月 1 日	企業管理規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、企業長が定める。

(服務及び勤務時間等)

第 4 条 服務、勤務時間（前条に定めるものを除く。）、休憩時間、休日等については、北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第 8 号。以下「就業規程」という。）第 3 条から第 32 条までの規定及び北播磨総合医療センター企業団職員の勤務

時間等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第9号。以下「勤務時間規程」という。）第2条から第16条までの規定を準用する。

（休暇の種類）

第5条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第6条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数については、1年度において職員の1週間ごとの勤務日数及び勤務時間に応じて20日を限度として付与し、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、採用後6月経過後に付与するものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の採用年度における年次有給休暇は、採用の月又は任用期間の月数に応じて、次表のとおりとする。

採用の月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
任用期間の月数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
休暇の日数	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1

3 年次有給休暇の単位は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める単位とする。

- (1) フルタイム会計年度任用職員及び勤務日ごとの勤務時間数が同一かつ7時間45分であるパートタイム会計年度任用職員 1日、半日又は1時間
- (2) 勤務日ごとの勤務時間数が同一かつ7時間45分未満であるパートタイム会計年度任用職員 1日又は1時間
- (3) 前号以外のパートタイム会計年度任用職員 1時間

4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇については、就業規程第34条及び勤務時間規程第17条から第19条までの規定を準用する。

（病気休暇）

第7条 病気休暇は、会計年度任用職員（公務上又は通勤における負傷又は疾病によるもの以外の場合にあっては、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、そ

の期間は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める期間とする。

- (1) 公務上又は通勤における負傷又は疾病の場合 企業長が必要と認める期間
- (2) 前号以外の負傷又は疾病の場合 1年度において10日の範囲内の期間とし、1週間の勤務日の日数の区分に応じて次表に定める日数の範囲内で企業長が必要と認める期間

1週間の勤務日の日数	5以上	4	3	2	1
1年間の勤務日の日数	217以上	169以上 217未満	121以上 169未満	73以上 121未満	48以上 73未満
休暇の日数	10	7	5	3	1

- 2 前項に規定する病気休暇の期間には、週休日、休日、代休日その他の勤務しない日を含むものとする。
- 3 病気休暇の単位は、1日とする。
- 4 前3項に規定する病気休暇は、有給の休暇とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、病気休暇については、勤務時間規程第20条の規定を準用する。

(特別休暇)

第8条 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 選挙権行使休暇 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
- (2) 裁判所等出頭休暇 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 結婚休暇 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間
- (4) 母性保護休暇 妊娠中又は出産後1年以内の女性である会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 次の妊娠週数につき掲げられた回数（医師等の特別の指示があった場合は、その指示された回数）1回につき4時間以内の必要な期間
 - ア 妊娠満23週までは4週間に1回

イ 妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回

ウ 妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回

エ 産後 1 年まではその間に 1 回

- (5) 忌引休暇 会計年度任用職員の親族（勤務時間規程別表第 3 の死亡した者の職員との関係欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 同表の死亡した者の職員との関係欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間

- (6) 夏季休暇 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）で、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 年度の 6 月から 10 月までの期間内において、1 週間の勤務日の日数の区分に応じて次表に定める日数の範囲内で病院長が定める期間

会計年度任用職員の区分	フルタイム	パートタイム		
1 週間の勤務日の日数	-	5 以上	4	3
休暇の日数	5	3	2	1

- (7) 住居滅失休暇 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

- (8) 災害事故休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (9) 災害時退勤休暇 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (10) 産前休暇 出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合 出産予定日から起算して6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日までの期間内において必要とする期間
 - (11) 産後休暇 会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
 - (12) 配偶者出産休暇 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において2日の範囲内の期間
 - (13) 育児参加休暇 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の前日から起算して6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
 - (14) 出生サポート休暇 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 2 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
- (1) 骨髄移植休暇 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことが

やむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 育児休暇 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性である会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(3) 生理休暇 生理のため勤務に服することが困難な場合 必要と認められる期間

(4) 子の看護等休暇 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(5) 短期介護休暇 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされ

ている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が就業規程第37条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(6) 妊娠疾病休暇 妊娠中又は出産後の女性である会計年度任用職員が、保健指導又は健康診査を受け、医師等から母体又は胎児の健康保持等について指導を受けた場合に、その指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる時間

3 特別休暇の単位は、第6条第3項の規定を準用する。

4 1日を単位として使用する休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないものとする。

5 前4項に規定するもののほか、特別休暇については、勤務時間規程第21条の規定を準用する。

(介護休暇)

第9条 就業規程第37条及び勤務時間規程第22条から第22条の3までの規定は、会計年度任用職員(就業規程第37条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、当該申出において勤務時間規程第22条の2第2項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、就業規程第37条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第10条 就業規程第37条の2及び勤務時間規程第22条の4の規定は、会計年度任用職員(初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上の勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。

2 前項に規定するもののほか、介護時間については、勤務時間規程第22条の4の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「2時間（」とあるのは「2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間とし、」と、「当該2時間」とあるのは、「当該2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（半日単位の休暇）

第11条 半日を単位とする休暇は、休憩をはさんだ前後の勤務時間が3時間30分を下回らず4時間30分を超えない場合に、当該休憩時間の前後いずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できるものとする。

2 半日を単位として使用した休暇を時間単位に換算する場合は、4時間として換算する。

（休暇の請求及び承認等）

第12条 休暇の請求及び承認については、就業規程39条及び勤務時間規程第25条から第30条までの規定を準用する。

（特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第13条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上この規程の規定により難い職として企業長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡並びにその職務の特殊性等を考慮し、企業長が別に定めるものとする。

（補則）

第14条 この規程に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第35号）により任用されている職員又は特別職の非常勤職員（法第3条第3項第3号に規定するものに限る。）として任用されている職員（以下「非常勤職員等」という。）が施行日以後引き続き会計

年度任用職員として同職に任用されこの規程の適用を受けることとなった職員の任用年度は、当該非常勤職員等（同職に限る。）に採用された初年度から通算する。

（一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程の廃止）

- 3 一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第35号）は、廃止する。

附 則（令和2年6月1日企業管理規程第5号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月7日企業管理規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日企業管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。。

附 則（令和7年3月21日企業管理規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日企業管理規程第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。